

お取引先様各位

日本タリアセン株式会社

「押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令」 における建築確認検査と住宅性能評価等の対応について

日頃よりご愛顧を賜りまして、誠にありがとうございます。

令和2年12月23日に国土交通省より「押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令」（令和2年国土交通省令98号）が公布され、令和3年1月1日より施行されます。

建築確認検査申請及び住宅性能評価等（※1）申請様式から押印欄が廃止されたことから、
当社では、令和3年1月6日から本受付分より、申請書等の押印は、不要または任意とします。（※2）

※1 押印不要にできる業務

- ・建築確認・検査
- ・省エネ適合性判定
- ・住宅性能評価
- ・長期優良住宅
- ・低炭素建築物
- ・BELS 評価

現時点で押印必要な業務

- ・適合証明（フラット35）
- ・すまい給付金

※2 現時点では、**委任状、建築主等変更届、取下げ届、工事取止め届**は押印が必要となります。
また、安全証明書（構造計算により安全性を確かめた旨の証明書）は、押印した書面の写しの提出が必要となります。

■ 当面の間、現行書式に押印不要でそのままご利用いただくことに支障ありません。

以上